

令和6年度 学卒求人説明会

- ◆参考1 令和6年度新規学卒者求人取扱日程
- ◆参考2 加賀・小松地区高等学校一覧表
- ◆参考3 令和7年3月加賀管内卒業予定者進路希望状況・就職希望者の求職動向
- ◆参考4 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご留意ください
- ◆参考5 ハローワーク加賀の事業所サービスメニュー
- ◆参考6 サブスク（定額受け放題研修サービス）
- ◆参考7 公正な採用選考（事業主のみなさまへ）

令和6年度 新規学卒者求人取扱日程

1. 中 学

月 日	項 目	対 象	備 考
6月1日	求人申込み開始	事業所	ハローワーク加賀(確認) → 事業所 ※従来の様式を使用
7月1日	中学校訪問開始	事業所	中学校 学校に事前の了解を得ること
	求人連絡開始	ハローワーク加賀	各安定所
12月1日	推薦開始・選考開始	中学校	ハローワーク加賀→事業所 (非積雪都府県は1月1日開始)
12月1日 以降	採用状況報告	事業所	ハローワーク加賀 採用内定の都度、速やかに安定所へ連絡のこと
4月1日 以降	新規中学校卒業者就職	新規中卒者	事業所 4月1日前の就業禁止 (見習・実習・研修等も就業とみなす)

2. 高 校

月 日	項 目	対 象	備 考
6月1日	求人申込み開始	事業所 求人申込書を提出	ハローワーク加賀 求人票(高卒)の作成 求人申込書(高卒)に記入
7月1日	求人票交付開始	ハローワーク加賀 求人票に受付印	事業所に交付 ※7月以降、ハローワークから事業所あて求人票を交付(発送)することとなります。
	求人票(写)の高校受付開始	事業所	高校
	高校訪問開始	事業所	高校 学校に事前の了解を得ること
	文書募集(求人広告等)	事業所	ハローワーク加賀 事前に連絡すること(中卒者は禁止)
7月上旬	求人情報発行(第1号)	ハローワーク加賀	県内高校 6月30日までの受付求人掲載
8月上旬	求人情報発行(第2号)	ハローワーク加賀	県内高校 7月31日までの受付求人掲載
9月5日	推薦開始	高校(統一応募書類)	事業所
9月16日	選考開始	事業所	高校生 採否の決定はできるだけ早く行い、結果は必ず文書で学校および本人へ通知のこと
9月16日 以降	採用状況報告	事業所	ハローワーク加賀 採用内定の都度、速やかに安定所へ連絡のこと
11月上旬	求人情報発行(第3号)	ハローワーク加賀	県内高校 10月31日までの受付求人掲載(未充足求人)
3月中旬 ~4月上旬	新規高校卒業者就職	新規高卒者	事業所 卒業式前の就業禁止 (見習・実習・研修等も就業とみなす)

3. 大学、短大、高専、専修学校

月 日	項 目	対 象	備 考
2月1日	求人申込み開始	事業所 求人申込書を提出	ハローワーク加賀 求人票(大卒等)の作成 求人申込書【大卒等】に記入
	求人票交付	ハローワーク加賀	事業所に交付
4月1日	求人票の公開開始	ハローワーク加賀 インターネット	学生・既卒者 ハローワークシステムでの求人情報提供 石川労働局HPで求人情報提供
	既卒者への紹介開始	ハローワーク加賀	事業所 紹介状の交付
6月1日	学生への紹介開始	ハローワーク加賀	事業所 紹介状の交付
10月1日	採用内定開始	事業所	学生
随 時	充足・採用状況報告	事業所	ハローワーク加賀 求人充足及び求人取消の際は、速やかにハローワーク加賀へ連絡のこと
3月中旬 ~4月上旬	新規大学等卒業者就職	新規大卒者等	事業所

令和6年度 加賀・小松地区高等学校一覧表

●ハローワーク加賀

※就職希望者＝「学校紹介」就職希望者

課程別	学校名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	学科別	卒業予定者数			就職希望者数		
						計	男	女	計	男	女
全日制	大 聖 寺	922-8510	加賀市大聖寺永町33-1	0761-72-0054 0761-72-5261	普通科	150	72	78	0	0	0
	大 聖 寺 実 業	922-8525	加賀市熊坂町ヲ77	0761-72-0715 0761-72-8133	計	88	59	29	66	46	20
					機械システム科	57	55	2	45	43	2
					情報ビジネス科	31	4	27	21	3	18
	加 賀	922-0331	加賀市動橋町ム53	0761-74-5044 0761-74-5094	総合学科	36	23	13	16	12	4
錦城特別支援	922-0563	加賀市豊町イ120-1	0761-73-3101 0761-72-8156	普通科	9	5	4	4	2	2	
定時制	加 賀 聖 城	922-0048	加賀市大聖寺馬場町28	0761-72-0297 0761-72-5742	普通科	2	0	2	0	0	0
加賀地区 計						285	159	126	86	60	26

●ハローワーク小松

課程別	学校名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	学科別	卒業予定者数			就職希望者数		
						計	男	女	計	男	女
全日制	小 松	923-8646	小松市丸内町二ノ丸15	0761-22-3250 0761-22-3251	計	313	163	150	0	0	0
					普通科	274	133	141	0	0	0
					理数科	39	30	9	0	0	0
	小 松 明 峰	923-8545	小松市平面町へ72	0761-21-8545 0761-21-9154	普通科	276	123	153	0	0	0
	寺 井	923-1123	能美市吉光町ト90	0761-58-5855 0761-58-5966	総合学科	67	35	32	34	20	14
	小 松 市 立	923-8501	小松市八幡ト1	0761-47-2910 0761-47-2912	普通科	145	53	92	3	0	3
	小 松 大 谷	923-0313	小松市津波倉町チ-1	0761-44-2551 0761-44-3637	計	302	170	132	60	40	20
					普通科	267	135	132	42	22	20
					体育科	35	35	0	18	18	0
	小 松 工 業	923-8567	小松市打越町丙67	0761-22-5481 0761-22-8491	計	166	143	23	127	107	20
					機械システム科	66	66	0	49	49	0
					電気科	42	41	1	34	33	1
					建設科	25	16	9	16	9	7
					材料化学科	33	20	13	28	16	12
	小 松 商 業	923-8555	小松市希望丘10	0761-47-3221 0761-47-8038	商業科	146	30	116	75	10	65
小松瀬領特別支援	923-0183	小松市瀬領町丁138番地1	0761-46-1324 0761-46-1403	普通科	2	1	1	0	0	0	
小 松 特 別 支 援	923-0153	小松市金平町丁76番地	0761-41-1215 0761-41-1105	普通科	26	17	9	11	8	3	
定時制	小 松 北	923-8531	小松市島田町イ85番地1	0761-21-5321 0761-21-7479	計	37	25	12	7	3	4
					昼間制	32	22	10	6	3	3
					夜間制	5	3	2	1	0	1
小松地区 計						1,480	760	720	317	188	129

(参考3)

令和7年3月加賀管内卒業予定者進路希望状況

項目		性別		計	男	女
卒業予定者				285	159	126
進路の内訳	進学	進学		187	91	96
		就職		92	65	27
		学校紹介		86	60	26
		縁故・公務		6	5	1
		その他(未定を含む)		6	3	3

令和7年3月加賀管内就職希望者の求職動向

希望職種	性別			構成比(%)		
	計	男	女	計	男	女
管理的職業	0	0	0	0.0	0.0	0.0
専門的・技術的職業	9	8	1	10.5	13.3	3.8
事務的職業	4	0	4	4.7	0.0	15.4
販売の職業	8	3	5	9.3	5.0	19.2
サービスの職業	12	5	7	14.0	8.3	26.9
保安の職業	0	0	0	0.0	0.0	0.0
農林漁業の職業	0	0	0	0.0	0.0	0.0
生産工程の職業	34	29	5	39.5	48.3	19.2
輸送・機械運転の職業	2	1	1	2.3	1.7	3.8
建設・採掘の職業	1	1	0	1.2	1.7	0.0
運搬・清掃・包装等の職業	0	0	0	0.0	0.0	0.0
希望職種未定	16	13	3	18.6	21.7	11.5
合計	86	60	26	100.0	100.0	100.0

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

- ・採用後、**業務内容を変更する予定がない場合は**、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、**雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には**、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員

(最大360文字)

② 就業場所の変更の範囲※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当
	〒 ○○○ - ○○○○ ○○県△△市□□町3番地
	最寄り駅(○○線 □□ 駅)から[徒歩・ 車]で(10 分)
	就業場所に関する特記事項:
	従業員数:就業場所(22 人) うち女性(12 人) うちパート(14 人)
受動喫煙対策	1. あり(受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙 ・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他
受動喫煙対策に関する特記事項:	
マイカー通勤	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。
転勤の可能性	① あり ➡ 転勤範囲: A事業所、B事業所 2. なし

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新 ・ 条件付きで更新あり) 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断(通算契約期間上限4年/更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載**してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

企業の皆様へ

ハローワーク加賀の 事業所サービスメニュー

企業説明・面接会

を開催



ハローワーク加賀は
管内企業の人材確保を
支援します！

求人事業所 画像情報 コーナー

で企業の魅力をPR

お急ぎの求人は
即！面接可能求人

で募集



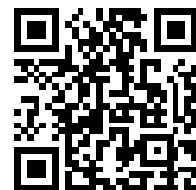
書類選考なし
すぐ面接できます！

すべて
無料
です



ハローワーク加賀のサービスメニューは
YouTube でも公開中！！

動画はこちらから▶▶▶



お気軽に求人係までお問い合わせください！！ ☎0761-72-8609

ハローワーク加賀の 事業所サービスメニュー

ハローワーク加賀をご利用いただきありがとうございます。
当所では、加賀市内の企業の素晴らしさのPRや、
希望する人材に出会うための様々なサービスを行っています。
どうぞお気軽にお申し出ください。



MENU

1

出会いの場 **企業説明・面接会**

当所会議室で、お仕事探しをされている方と直接説明や面談を行いますか？

- ✓ 求人票には書ききれない内容について、直接、説明できる！
- ✓ 採用への熱意を直接伝えることができる！
- ✓ 理解・納得したうえでの就職は、安定した雇用につながる！

等々のメリットがあります！

たくさんの企業がご利用され、お喜びの声もいただいています。

ご希望の場合には、ぜひお申し出ください。

MENU

2

PRの場 **求人事業所画像情報コーナー**

お仕事探しをされている方に、「事業所のイメージ」や「仕事の内容」などを
より分かりやすく理解してもらうため、

「会社の外観」や「作業風景」などの「画像情報」を

求人票と併せて専用コーナーのボードに掲示しています。

さあ、「企業の魅力」のPRチャンスです！

MENU

3

お急ぎの募集なら、**即！面接可能求人**で募集しませんか？

急募求人として、フロア内の専用コーナーのボードに掲示しています。

その中でも、「書類選考なしですぐ面接しますよ」という企業の求人には、

「すぐ面接できます！」と表示しています。

「早く就職したい！」という、やる気と熱意のある求職者の方が熱心に見ています。

ご希望の場合には、ぜひお申し出ください。

お気軽に求人係までお問い合わせください！！ ☎0761-72-8609

～事業所の皆様へ～

ハローワーク加賀 (2024.1.26)

サブスク（定額受け放題研修サービス）で 社員研修の充実を！

定額の月額利用料 で 様々な講座の中から受けたい講座 を選んで

e-ラーニングで受講 する

定額受け放題研修サービス の サブスクリプション型訓練 が 便利 です！

厚生労働省では

人材開発支援助成金（人への投資促進コース） の 「定額制訓練」メニュー で

サブスク・定額制訓練 を実施し 人への投資 を行う事業主を支援しています。

詳細については、

- 石川労働局 職業安定部 職業対策課までお問い合わせください。
(Tel : 076 - 265 - 4428)
- 厚生労働省ホームページに掲載の
パンフレット（人への投資促進コース）詳細版も併せて
ご覧ください。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



「加賀市リスキング講座受講支援事業」のご案内

加賀市では、デジタルを活用して集客・売上向上や生産性向上を実現したい事業者にDX促進オンライン講座を**無料で提供**します。

- 詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

加賀市 産業振興部 商工振興課 (Tel : 0761-72-7940)

- 加賀市ホームページでも詳しい情報を公開しています。

https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/sangyoshinkou/shoko_shinko/4/11019.html



リスキリング *reskilling* で 必要な知識・技能の習得を！

厚生労働省では

人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース） で

新規事業の立ち上げ 等の事業展開に伴う人材育成や

DX化、**グリーン・カーボンニュートラル化** を進める際の人材育成のための

訓練 を実施し **必要となる専門的な知識や技能の習得** を行う事業主を支援しています。

詳細については、

●石川労働局 職業安定部 職業対策課までお問い合わせください。
(Tel : 076 - 265 - 4428)

●厚生労働省ホームページに掲載の
パンフレット（事業展開等リスキリング支援コース）詳細版
も併せてご覧ください。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



「加賀市リスキリング支援助成事業」のご案内

加賀市では、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の支給決定を受けた事業所に対し、**訓練経費の一部を市が追加で助成支援**します。

●詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

加賀市 産業振興部 商工振興課 (Tel : 0761-72-7940)

●加賀市ホームページでも詳しい情報を公開しています。

https://www.city.kaga.ishikawa.jp/sangyo_iju/koyo_shugyo/kigyo/9713.html



自社の採用選考における質問事項を チェックしてみましょう！

エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関することを聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関すること、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を採否に影響させることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで

(事業主のみなさまへ)

詳しくは
公正採用選考特設サイト



(参考7)

ご存じですか？
採用面接でのその質問、
実は……

不適切です。

あなたの会社は大丈夫？
人権に配慮した公正な採用選考が
できているか、チェックしてみましょう

公正な採用選考を行うポイント!!

1 応募者に広く門戸を開く

出自、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにしましょう。

なお、法律上、事業主は労働者の募集及び採用について、

- 性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません(男女雇用機会均等法第5条)
- 障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません(障害者雇用促進法第34条)
- 原則として年齢制限を設けることはできません(労働施策総合推進法第9条)

2 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とする

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということに基づいた基準による採用選考を行きましょう。

職務内容によって、適性・能力を判断するのにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「本人に責任のない事項」や「本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)」はそもそも本人の適性・能力とは関係ないことです。

本人の適性・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文の題材としたりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょう。

具体的に気をつけることは?

就職差別につながるおそれがある 14 事項

本人に責任のない事項の質問

- 本籍・出生地
- 家族
(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)
- 住宅状況
(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)
- 生活環境・家庭環境など

本来自由であるべき事項の質問(思想・信条にかかわること)

- 宗教
- 支持政党
- 人生観・生活信条など
- 尊敬する人物
- 思想
- 労働組合(加入状況や活動歴など)、学生運動などの社会運動
- 購読新聞・雑誌・愛読書など

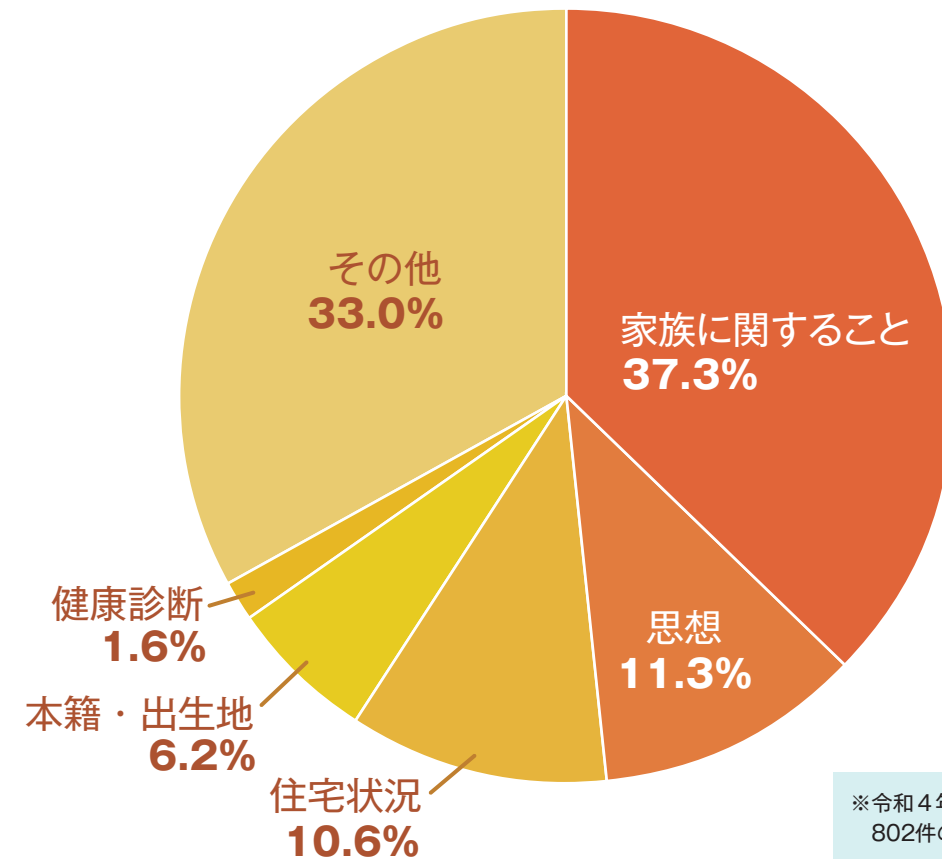
採用選考の方法

- 身元調査などの実施
- 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
- 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください

不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、「家族に関すること」の質問が多く占めています。面接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。



※令和4年度にハローワークで把握した802件の内訳

求職者等の個人情報の取扱いについて

- ・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際には、業務の目的を明らかにし、業務の目的の達成に必要な範囲で行わなければならない旨を規定しています
- ・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

次の個人情報の収集は原則として認められません

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報
- 思想及び信条
 - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
 - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

違反したときは

- ・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります
- ・改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります